# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
42	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種 に関する事務 基礎項目評価書

#### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

北九州市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を実施していることを宣言します。

特記事項

#### 評価実施機関名

北九州市長

#### 公表日

令和7年6月13日

[令和7年5月 様式2]

## I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種に関する事務				
②事務の概要	〈予防接種台帳システム〉・予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの。・新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの。〈中間サーバー〉 予防接種に関する事務では、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)に基づき、保有する個人情報のうち情報提供に必要な情報を中間サーバーに格納する。中間サーバーは情報提供ネットワークシステムを通じて関係する各機関と情報連携を行う。また、当事務において必要となる、他機関が保有する情報について、中間サーバーを介して情報取得を行う。				
③システムの名称	予防接種台帳システム 中間サーバ 団体内統合宛名システム 宛名管理システム				
2. 特定個人情報ファイル	名				
予防接種情報ファイル					
3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	番号法第9条1項別表14の項、126の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定め る事務を定める命令第10条、第67条の2				
4. 情報提供ネットワークシ	システムによる情報連携				
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する [ 実施する ] 2) 実施しない 3) 未定				
②法令上の根拠	<情報照会> 番号法第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく 利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表25,153の項、第27条、第155条 〈情報提供> 番号法第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく 利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表25,26,153,154の項、第27条、第28条、第155条、第 156条				
5. 評価実施機関における担当部署					
①部署	保健福祉局健康医療部健康危機管理課				
②所属長の役職名	健康危機管理課長				
6. 他の評価実施機関					
_					

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求						
請求先	〒803-0814 北九州市小倉北区大手町11番5号 北九州市立文書館					
8. 特定個人情報ファイル	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ					
連絡先	〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市保健福祉局健康医療部健康危機管理課 電話093-582-2090					
9. 規則第9条第2項の適	用 [ ]適用した					
適用した理由						

### II しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 10万人以上30万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
	いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上かいの時点の計数か		[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満			
		令和7年4月1日 時点				
3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか		[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし			

## Ⅲ しきい値判断結果

#### しきい値判断結果

基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

### Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類					
				び重点項目評価書 び全項目評価書	
2)又は3)を選択した評価実 載されている。	施機関については、それぞれ	,重点項目評(	価書又は全項目評価書において、リ	スク対策の詳細が記	
2. 特定個人情報の入手(	情報提供ネットワークシス	テムを通じ	た入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
3. 特定個人情報の使用					
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[ 十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
4. 特定個人情報ファイル	の取扱いの委託		]	]委託しない	
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
5. 特定個人情報の提供・移転	伝(委託や情報提供ネットワー	ークシステム	を通じた提供を除く。) [	]提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われ るリスクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [	]接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[ 十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		

7. 特定個人情報の保管・消去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 人手を介在させる作業	8. 人手を介在させる作業 [ 〇 ]人手を介在させる作業はない				
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[		]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠					

9. <u>監査</u>						
実施の有無	[O]自己点検 []内部監査 []外部監査					
10. 従業者に対する教育・啓発						
従業者に対する教育・啓発	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない					
11. 最も優先度が高いと表	11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ 〇 ]全項目評価又は重点項目評価を実施する					
と選択肢 >						
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢>					
判断の根拠						

#### 変更箇所

変更日 変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月15日	I -1③システムの名称	予防接種台帳システム 中間サーバ	予防接種台帳システム 中間サーバ 団体内 統合宛名システム 宛名管理システム	事後	特定個人情報の漏えい等の リスクを相当程度変動させる ものではないと考えられるた め重要な変更に該当しない
令和3年9月15日	I -3個人番号の利用	番号法第9条第1項別表第一第10の項、第93 条の2の項	番号法第9条第1項別表第一第10の項、第93 の2の項	事後	
令和3年9月15日	I-4②法律上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	法改正に伴う修正
令和3年9月15日	I -8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	電話093-582-2430	電話093-582-2090	事後	
令和3年9月15日	Ⅱ -1しきい値判断項目対象 人数計数時点	令和3年2月26日時点	令和3年9月1日時点	事後	
令和3年9月15日	Ⅱ -2しきい値判断項目取扱 人数計数時点	令和3年2月26日時点	令和3年9月1日時点	事後	
令和7年6月13日	I-1①事務の名称	予防接種に関する事務	新型インフルエンザ等対策特別措置法による 予防接種に関する事務	事後	軽微な変更
令和7年6月13日	I −1②事務の概要	・予防接種法(昭和二十三年六月三十日法律 第六十八号) 別表第二	·予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号) 削除	事後	軽微な修正 法改正に伴う修正
令和7年6月13日	I-3個人番号の利用	番号法第9条第1項別表第一第10の項、第93 の2の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を 定める命令第10条、第67条の2	番号法第9条1項別表14の項、126の項 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表の主務省 令で定める事務を定める命令第10条、第67条 の2	事後	法改正に伴う修正
令和7年6月13日	I-4②法令上の根拠	<情報照会> 番号法第19条第8号 別表第二第16の2、17、18、19、115の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令第12条の2、第12条の3、 第13条、第13条の2、第59条の2 <情報提供> 番号法第19条第8号 別表第二第16条の2、第 176の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令第12条の2、第59条の2	<情報照会> 番号法第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律第十九条第八 号に基づく利用特定個人情報の提供に関する 命令第2条の表25,153の項、第27条、第155条 <情報提供> 番号法第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律第十九条第八 号に基づく利用特定個人情報の提供に関する 命令第2条の表25,26,153,154の項、第27条、 第28条、第155条、第156条	事後	法改正に伴う修正
令和7年6月13日	I -5①部署	新型コロナウイルス感染症医療政策部感染症 医療政策課	健康医療部健康危機管理課	事後	
令和7年6月13日	I-5②所属長の役職名	感染症医療政策課長	健康危機管理課長	事後	
令和7年6月13日	I -9規則第9条第2項の適 用	記載欄なし	[ ]適用した	事後	様式変更に伴う追加
令和7年6月13日	Ⅱ -1しきい値判断項目対象 人数計数時点	令和3年9月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	
令和7年6月13日	Ⅱ -2しきい値判断項目取扱 人数計数時点	令和3年9月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	
令和7年6月13日	Ⅳ-8人手を介在させる作業	記載欄なし	[ 〇 ]人手を介在させる作業はない	事後	様式変更に伴う追加
令和7年6月13日	IV-11最も優先度が高いと 考えられる対策	記載欄なし	[ O ]全項目評価又は重点項目評価を実施する	事後	様式変更に伴う追加